

## 要介護認定に係る法令の概要

### ○要介護状態、要介護者について

- ・「要介護状態」の定義（法第7条第1項）
 

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作について、厚生省令に定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態で、厚生省令で定める区分（要介護状態区分）に該当するもの

※ 厚生省令で定める期間：6ヶ月（施行規則第2条）
- ・「要介護者」の定義（法第7条第3項）
  - ①要介護状態にある65才以上の者
  - ②要介護状態にある40才以上65才未満の者で、その要介護状態の原因である障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって、政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたもの

※政令で定めるもの（特定疾病）（施行令第2条）

### ○要支援状態、要支援者について

- ・「要介護状態となるおそれがある状態（要支援状態）」の定義（法第7条第2項）
 

身体上又は精神上の障害があるために、厚生省令で定める期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態

※ 厚生省令で定める期間：6ヶ月（施行規則第3条）
- ・「要支援者」の定義（法第7条第4項）
  - ①要支援状態にある65才以上の者
  - ②要支援状態にある40才以上65才未満の者で、その要介護状態となるおそれがある状態の原因である障害が特定疾病によって生じたもの

### ○訪問調査等の位置づけ

- ・「訪問調査」について
 

市町村は、被保険者から要介護認定の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生省令で定める事項について調査をさせる（法第27条第2項）

※ 厚生省令で定める事項：要介護認定申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況（施行規則第36条）
- ・「主治医意見書」について
 

市町村は、被保険者から要介護認定の申請があったときは、主治医に対して、身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等について、意見を求める（法第27条第6項）

### ○介護認定審査会について

- ・審査判定業務を行わせるため、各市町村に介護認定審査会を置く（法第14条）
- ・認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査及び判定の案件を取り扱う。（施行令第9条第1項）
- ・合議体の委員の定数は、五人を標準として市町村が定める（施行令第9条第3項）

## ○一次判定、二次判定の位置づけ

- ・介護認定審査会は、審査及び判定を求められたときは、厚生大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知する（法第27条第8項）  
※厚生大臣が定める基準（平成11年厚生省令第58号）
- ・介護認定審査会において、基本調査の調査結果をコンピュータの一次判定用ソフトによって判定・分析（一次判定）された結果を原案として、特記事項・主治医意見書の内容を加味した上で、要支援状態及び要介護状態区分別状態像の例に照らして、審査対象者の状態像に最も近い区分を選び、それに応じて決定（二次判定）（「介護認定審査会の運営について」平成11年9月13日老人保健福祉局長通知）

## ○法第7条第1項の厚生省令で定める区分（要介護状態区分）について

- ・「要介護認定等基準時間」により状態を区分（平成11年厚生省令第58号第1条、第2条）  
要介護1：30～50分、2：50～70分、3：70～90分、4：90～110分、5：110分～  
要支援：25～30分、又は30分未満で、且つ間接生活介助、機能訓練関連行為の2分野の合計が10分以上
- ・「要介護認定等基準時間」の推計の方法（平成11年3月厚生省告示第91号）  
※基本調査項目の該当項目が3項目以下の場合は自立とみなす。なお、自立と判定されたものでも、該当項目が10項目以上の場合は要支援とみなす。

## ○要介護認定の有効期間について

- ・厚生省令で定める期間内において有効（法第28条第1項）

※厚生省令で定める期間

- ①要介護、要支援認定の有効期間：6ヶ月（市町村が必要と認める場合にあっては、3ヶ月から5ヶ月の間で月を単位として市町村が定める期間）（施行規則第38条第1項第1号、同第2号）
- ②要介護更新認定、要支援更新認定の有効期間：6ヶ月（市町村が必要と認める場合にあっては、3ヶ月から12ヶ月の間で月を単位として市町村が定める期間）（施行規則第41条第2項）